

## 第6次那覇市総合計画策定支援業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、那覇市が実施する第6次那覇市総合計画策定支援業務について、契約書に定めるもののほか、受託者が行うべき委託業務内容の詳細を定める。

### 2 第6次那覇市総合計画策定に係る基本事項

第6次那覇市総合計画（以下、「次期計画」という。）は、那覇市総合計画策定条例（平成28年那覇市条例第28号）に基づき策定する。

策定にあたっての基本事項は以下のとおりである。

#### (1) 策定期間

令和8（2026）年度から令和9（2027）年度までの2年間

#### (2) 計画期間

令和10（2028）年度から令和19（2037）年度までの10年間

#### (3) 策定手法

那覇市総合計画策定条例第4条の規定に基づき、次期計画に市民の意見を十分に反映させるため、市民による会議体「那覇市民会議」を新たに設置し、協議を行う。また、市民アンケートの実施、各種団体等へのヒアリング、そして幅広い層が参加できるワークショップの開催などを通じて、多様な意見を広く聴取し、那覇市民会議の議論等への反映に努めるものとする。

#### (4) 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

人口減少や少子高齢化の進行への対応は、本市においても将来にわたって活力ある社会を維持するための最重要課題である。人口を対象とする施策は分野横断的な視点で中長期的に継続した取り組みが必要であることから、次期計画の策定に際しては、「第3期那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定作業を並行して行うものとする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日まで

### 4 業務内容

本業務を受託するもの（以下「受託者」という。）は、以下の一連の事務処理に係る業務を行う。なお、本項では、業務内容の項目ごとに、最低限必要な要件を定めるものであり、具体的な内容については受託者の提案を基に、発注者と受注者で協議の

うえ決定していく。

## (1) 市民案の作成

以下の手法により本市の現状分析及び市民等の調査を実施し、その結果を市民会議へ還元しながら市民案の策定を支援すること。なお、分析及び各種調査結果については、報告書及び市民案への反映状況表を作成すること。

### ア 那覇市民会議の運営に関する事務

第6次那覇市総合計画市民案の策定主体となる「那覇市民会議」の企画・運営を行うこと。

なお、会議は全体及び6部会に分かれた開催とし、各部会3回以上の開催を想定する。(各部会の同時開催も可能とする。)

また、多様な職業の方の参加を募る趣旨から、会議の開催は原則平日の夜間(19:00~21:00)とする。必要に応じて、市及び参加者と協議の上でオンライン等での開催も可能とする。

- (ア) 参加者(40名程度を想定)の公募及び選定に関する事務
- (イ) 開催通知、資料作成及び議事録作成等の会議開催に係る事務
- (ウ) 会議に係る資料の収集
- (エ) その他、会議の開催に必要な事務

### イ 市民アンケート調査

アンケート調査の実施及び回答の集計、分析を行うこと。詳細は以下のとおり。

- (ア) 対象者:5,000名(対象者は市が提供)、1,500以上の回収を想定。
- (イ) 調査票は郵送により配布、郵送及びインターネット両方での回答を可能とすること。
- (ウ) アンケート項目は本市との協議により決定する。
- (エ) アンケートの送付・回収に係る郵送料については委託費に含めること。

### ウ 団体インタビュー(30団体程度を想定)

企画・支援・課題分析を行うこと。

### エ 市民等によるワークショップ開催

企画、運営を行うこと。参加者は本市在住者または通勤者を対象とし、4行政区ごとに各2回、1回あたり15名以上の参加者を集めることを想定する。うち1回は、令和8年度に開催予定のSDGsシンポジウムと連携すること。

なお、多様な職業の方を集められるよう、平日の夕方以降や休日等、時間帯を調整すること。

### オ 市内中学・高校及び大学の生徒・学生のワークショップ

企画・運営を行うこと。各対象ごとに2回の開催を想定する。

**カ なは市民協働大学院との意見交換(4回程度)**

企画・運営を行うこと。

- (2) **総合計画市民案及び基本構想案策定に向けた基礎資料の収集及び作成**  
作成に際しては、市から提供する資料の他、ビッグデータ(ICT技術等の活用を含む)分析、事業者のノウハウを最大限活用すること。
- (3) **「第5次那覇市総合計画」の分析・検証**  
第5次那覇市総合計画の進捗状況及び本市の現状分析を行うこと。
- (4) **「第2期那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の分析・検証**  
第2期那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況及び本市の現状分析を行うこと。
- (5) **「第3期那覇市人口ビジョン案」の作成**  
最新の統計情報等を基に第3期那覇市人口ビジョン案を作成すること
- (6) **その他、市事務局との連絡調整業務**

**5 業務執行体制**

本業務の執行体制は、次のとおりとする。

- (1) 主担当及び副担当を配置すること。
- (2) 主担当又は副担当には、国・地方公共団体が発注する施策に関する調査・分析業務について実績を有する者を配置すること。

**6 「第6次那覇市総合計画策定に伴う将来予測等支援業務」(令和8年4月8日付け那覇市公告第15号にて公告済み)の受託事業者との連携**

次期計画の策定にあたっては、AI等のデータ分析技術を活用した将来シナリオ・シミュレーションを用いて、複数の将来像や政策効果を客観的かつ定量的に可視化した結果を策定作業における議論の基礎資料として活用することを想定している。

受託者は、当該業務を受託した事業者と連携を諮りながら、本業務を遂行すること。

**7 個人情報等保護対策**

受託者は、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)並びに別添「個人情報の取扱いを定める特約」の規定に基づき、必要な措置を講じること。

また、受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報及び委託者が提出した資料を本業務の目的以外に使用してはならない。本業務の履行期間の満了後も同様とし、委

託期間終了後は返却するものとする。

## 8 業務の再委託

本業務の全部又は一部について、再委託は原則認めない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りでない。

## 9 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- |  |    |
|--|----|
| (1) 第6次那覇市総合計画市民案（ワード及びPDFデータ）                   | 一式 |
| (2) 第6次那覇市総合計画市民案策定に係る各種調査結果報告書<br>（ワード及びPDFデータ） | 一式 |
| (3) 第3期那覇市人口ビジョン（ワード及びPDFデータ）                    | 一式 |
| (4) 本委託業務において収集及び作成した基礎資料                        | 一式 |
| (5) 業務報告書（パイプ式ファイル等）                             | 一式 |
| (6) その他、市の指示する資料                                 | 一式 |
| (7) 上記の電子データを格納したCD-RまたはDVD-R                    | 一式 |

## 10 その他

### (1) 打合せ等について

本業務の遂行に必要な打合せ又は協議については、その開催の準備及び議事録等の整備を行うこと。開催場所は、市役所本庁舎とする。なお、緊急の場合等は必要に応じてオンライン会議の対応も可能とする。

### (2) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務の適正な執行を確認する為、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

例) 本業務を遂行するうえで専任の人材を雇用する場合、雇用者に係る出勤簿及び給与明細など。

### (3) 業務契約解除時の対応について

契約の履行期間中において、全部若しくは一部の業務契約解除、またはその他契約終了事由の如何を問わず受託者による担任業務が終了する場合は、発注者・別事業者を問わない次期業務遂行者が、継続して業務を遂行できるよう誠意を持って引継ぎを行い協力すること。また、その際に必要なデータ等については、無償で提供すること。

### (4) 契約不適合責任

本業務の成果物に対する契約不適合の取り扱いについて、不良等を発見した場

合は、速やかに無償で是正しなければならない。

**(5) 業務成果の帰属等**

**ア 著作権の帰属**

本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く）に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。

**イ 著作権の処理**

本業務の実施による成果物は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

**(6) 業務適用範囲の確認**

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。